

名古屋都市計画生産緑地地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、名古屋都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）において公衆の縦覧に供します。

令和7年12月15日

名古屋市長 広沢一郎

1 都市計画の種類

名古屋都市計画生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域（ただし、市街化調整区域を除く。）